



# 議会だより

No. 176  
平成24年2月

## 第4回 定例会

## 七飯町一般廃棄物最終処分場の委託業務に関する調査特別委員会を設置

平成23年第4回定例会は、12月14日から22日までの9日間開催されました。

監査委員の選任、平成23年度各会計補正予算、条例の一部改正など議案13件、同意1件、報告2件を審議しました。

また、議長不信任の動議が提出され、賛成多数で可決されました。議長の辞任に伴い選挙が行われ、新議長が選出されました。

長が選出されました。

一般質問では9人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、各常任委員会の所管事務調査の報告、七飯町一般廃棄物最終処分場の委託業務に関する調査特別委員会の設置、国や関係機関への意見書3件を審議し原案どおり可決しました。

### 審議結果

区 分	結 果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他	
議 案	◎	議案第52号	七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		
		議案第53号	七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
		議案第54号	七飯町保育の実施に関する条例の一部改正について		
	◎	付 託	議案第55号	七飯町青少年センター条例の廃止について	民生文教常任委員会へ付託
	◎	補正予算	議案第60号	平成23年度七飯町一般会計補正予算(第10号)	
			議案第61号	平成23年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
			議案第62号	平成23年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
			議案第63号	平成23年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
	◎	人 事	議案第64号	平成23年度七飯町水道事業会計補正予算(第2号)	
			◎	同意第4号	監査委員の選任について
◎			議案第56号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
◎			議案第57号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
◎			議案第58号	町道鶴野2号線改良舗装工事[1工区]請負契約の一部変更について	
◎	◎	議案第59号	町道鶴野2号線改良舗装工事[2工区]請負契約の一部変更について		
		◎	報告第14号	町議会の委任による専決処分報告について	
◎	◎	報告第15号	町議会の委任による専決処分報告について		
◎	○		議長不信任の動議		
選 挙		選挙第15号	仮議長の選挙		
		選挙第16号	仮議長の選挙		
		選挙第17号	議長の選挙		
		選挙第18号	仮議長の選挙		
		選挙第19号	仮議長の選挙		
		選挙第20号	仮議長の選挙		
発 議 案	◎	発議案第16号	特別委員会設置に関する決議		
		発議案第17号	鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書		
		発議案第18号	住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書		
		発議案第19号	環太平洋経済連携協定に反対する意見書		
そ の 他	許 可		議長辞任の件		
	報告済		各常任委員会報告		
	報告済		定期監査報告		
	報告済		出納検査報告		
	承 認		閉会中の委員会活動の承認について		

◎＝全員一致で可決 ○＝賛成多数で可決 ●＝賛成少数で否決 ×＝賛成なしで否決

### 主な内容

- 審議して決まったこと…………… P. 15
- 一般質問…………… P. 16
- 常任委員会活動報告（総務財政）…………… P. 20
- 常任委員会活動報告（民生文教）…………… P. 23
- 常任委員会活動報告（経済産業）…………… P. 28
- 第4回臨時会の結果…………… P. 31
- 監査報告…………… P. 31
- 七飯町議会議員政治倫理審査会報告…………… P. 31
- 議員出席状況…………… P. 31

# 平成24年第4回定例会

## 審議して決まったこと

### 条例一部改正

◆七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例  
印鑑登録及び証明書交付に關し、暗証番号を登録することにより、自動交付機等で交付できるように改正。

平成24年2月1日施行

◆七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例  
スポーツ振興法が改正され、新たにスポーツ基本法が制定されたことに伴う改正。

◆七飯町保育の実施に関する条例  
保育料を段階的に国の基準まで引き上げるための改正。

### 条例の廃止

◆七飯町青少年センター条例  
青少年センター（ユートピア大沼）を平成24年4月1日をもって廃止するため、「七飯町青少年センター

平成24年4月1日施行

修委託料等、歳入歳出それぞれ687万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億7千917万3千円とした。

◆平成23年度七飯町水道事業会計補正予算（第2号）  
収益的収入を80万7千円追加し3億9千710万1千円に、また、収益的支出を110万1千円追加し3億9千710万1千円とした。

### 補正予算

◆平成23年度七飯町一般会計（第10号）  
藤城小学校付近井戸水対策補助金、緑町団地解体工事等、歳入歳出それぞれ8千365万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を100億7千82万3千円とした。

◆平成23年度七飯町国民健康保険特別会計（第3号）  
国庫支出金等返還金等、歳入歳出それぞれ1億687万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億6千182万6千円とした。

◆平成23年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
北海道後期高齢者医療広域連合負担金等、歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4千986万4千円とした。

◆平成23年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
介護保険電算システム改

修正

正

正

正

正

# 増やしていく資源！

公用車の事故により、被害者車両に損害を与えたことによる賠償金として、歳入歳出それぞれ13万円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億8千716万7千円とした。

◆町道鶴野2号線改良舗装工事（2工区）請負契約の変更  
変更前  
1億5千702万7千500円  
変更後  
1億5千225万円

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定  
▽施設の名称  
①七飯町大沼国際セミナールーム  
②七飯町大沼森林公園  
七飯町字大沼127番地1  
（北海道大沼国際交流協会）

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

### その他

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定  
▽施設の名称  
①七飯町大沼国際セミナールーム  
②七飯町大沼森林公園  
七飯町字大沼127番地1  
（北海道大沼国際交流協会）

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

▽施設の名称  
七飯町精神障害者通所授産施設  
七飯町字中野210番地2  
（社）なえ福祉会

### 報告

◆町議会の委任による専決処分の報告  
公用車を函館地方合同庁舎駐車場に駐車し、降車しようとしてドアを開けた瞬間、強風にドアをあおられ、隣に駐車していた相手方の車両の助手席側のドアに接触し損傷を与えたため、車両修繕に要する損害賠償の額を定める。

◆町議会の委任による専決処分の報告  
（平成23年度七飯町一般会計補正予算（第9号））

◆町議会の委任による専決処分の報告  
（平成23年度七飯町一般会計補正予算（第9号））

◆町議会の委任による専決処分の報告  
（平成23年度七飯町一般会計補正予算（第9号））

◆町議会の委任による専決処分の報告  
（平成23年度七飯町一般会計補正予算（第9号））

◆町議会の委任による専決処分の報告  
（平成23年度七飯町一般会計補正予算（第9号））

### 発議案

◆議員提出議案として意見書3件、特別委員会設置の決議が提出され、いずれも可決されました。  
【意見書】  
◎鳥獣被害防止対策の充実に求める意見書  
◎住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実に求める意見書  
◎環太平洋経済連携協定に反対する意見書

【特別委員会設置の決議】  
▽名称  
七飯町一般廃棄物最終処分場の委託業務に関する調査特別委員会  
▽設置の目的  
七飯町一般廃棄物最終処分場の委託業務に關し、受託者が町に対し、虚偽の報告をしていることが判明したことから、これを調査する。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。

▽構成人員 17名  
▽活動期間  
調査が終了するまで、閉会中も継続して調査を行う。



**Q** 大中山小学校を地域が利用できる複合施設で  
早期に改築するべきでは

**A** 複合施設で協議し、できるだけ早く改築をしたい

中川 友 規 議員

大中山小学校は校舎・屋内体育館・プールの学校施設全体が老朽化しており、コンクリートが剥離し、鉄筋が露出し見えている状態であり、耐震度調査でも危険とされています。

また、大中山小学校に隣接し、毎日子ども達が行く児童保育がある大中山旧公民館と大中山出張所も、狭隘で老朽化し危険だと考えます。

大中山地域全体で活用できるような『安全安心の学校・災害時に対応できる避難所・町民が気軽に利用、相談に行ける出張所・安心してあずけられる児童保育・町民が元気に活用できるプール・地域住民が使えるコミュニティの場』など地域活性化を考慮した複合施設を考え、子ども達の安全安心のため早期に対応するべきではないか。

七飯町耐震改修促進計画で想定される地震①『十勝沖・釧路沖地震マグニチュード8.2七飯町役場周辺予想震度は40気象庁の震度階級では震度4以下』②『函館平野西縁断層帯マグニチュード7.3七飯町役場周辺予想震度は58気象庁の震度階級では震度6弱』③『全国どこでも起こりうる直下型の地震マグニチュード6.9七飯町役場周辺予想震度は6.1気象庁の震度階級では震度6強』と示されています。

このような想定されている地震が起きた場合、避難所となっている大中山小学校に町民が避難したら非常に危険ではないか。子ども達が授業中、地震が起きた場合などを考えると、常に危険と一緒にではないか。

**Q** 町民生活の安心と福祉の向上を図る各種予防  
接種事業の継続について

**A** 子ども達や妊婦の健康を守るため、これからも  
事業を継続していく

長谷川 生 人 議員

政府は安心社会を構築するため、医療や子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、Hibワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業や妊婦健診支援基金事業などの多くが今年度限りで終了します。

政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが具体的に内容が明らかになっており、法改正がされていない状況である。こうした中で、当町は来年度以降も町民生活の安心と福祉の向上を図るうえからも各種予防接種事業を継続すべきであると考えているが所見を伺いたい。

私の政策で子供たちの健全育成と安全確保があります。耐震改修の優先度は大中山小学校が極めて高いと考えており、財政含めてしっかりと協議してまいりますので、次の議会、3月定例会の時に期待していただきたい。

他に「七飯町教員住宅再編整備計画案について」を質問している。

他に「七飯町教員住宅再編整備計画案について」を質問している。

他に「七飯町教員住宅再編整備計画案について」を質問している。

他に「七飯町教員住宅再編整備計画案について」を質問している。

延長されることが閣議決定された。町としても、子ども達や妊婦の健康を守るため、これからの事業を継続していく。

**Q** ピロリ菌は胃がんの最大  
原因。町民への予防活動を

ピロリ菌は今や最も有名な細菌の一つとして萎縮性胃炎、胃潰瘍や十二指腸胃潰瘍、胃がんなど多くの病気の原因として大変注目されています。ピロリ菌は1982年に発見され以来、胃を中心としたさまざまな病気の予防や治療に関する診療体制が大きく変わった大発見といわれています。

このピロリ菌の治療方法や感染防止の方法を町民に町広報誌等を通して周知すべきと考えますが所見を伺いたい。

他に「移住促進サポートで地域活性化を」を質問している。

他に「移住促進サポートで地域活性化を」を質問している。

他に「移住促進サポートで地域活性化を」を質問している。

他に「移住促進サポートで地域活性化を」を質問している。



小児用肺炎球菌ワクチン接種

Q 狭隘、老朽化した消防庁舎をいつ改築するのか

A 24年度基本設計し、27年度完成を目指したい

畑中 静一 議員

消防庁舎は、防災、災害救助、火災救助の拠点である。

しかし、施設規模が狭隘で、耐震化がされていない老朽化した施設では、いざ震度6強以上の地震が起きた場合、車両の出動すらできず、消防や救急体制の機能が麻痺する可能性が大であると思われる。

消防事務は一部事務組合が設置され運営されておりますが、改築にあたっての費用は各自自治体の費用であることから、財政計画、国道の補助、改築内容と事業規模、見直しされた第4次総合計画に、「庁舎改築事業」記述されているが、改築に向けてのプロセスについて、所見を伺いたい。

【町長】

多くの公共施設が改築時期を迎え、財政は厳しい状況にあります。見直した第4次総合計画には優先順位が高いとして登載し、具体的に改築事業を進めて参りたい。

現在のところ改築は補助

対象外であるが、特定財源確保に向け関係機関に要望したい。

平成21年度消防署作成の施設整備計画では、用地面積約1ha、建物約2千200㎡、総事業費約10億円と見込まれておりますが、財政難のあり内容を詳細に精査し、用地等については、利用できる所をできるだけ利用し、事業費圧縮に努めたい。

なお、今後のプロセスについては、平成28年5月までに消防救急デジタル無線整備が法的に定められていることから、平成24年度基本設計、27年度完成を目指したい。



七飯消防署庁舎

Q 七飯町男女平等参画に伴う女性の登用について

国において平成12年12月12日、男女共同参画基本計画が閣議決定し、その後男女共同参画推進本部を立ち上げ、国家公務員、地方公務員や各種審議会において、登用の推進を年度と目標値を定め積極的に推進している。

さて、当町においては、国からの推進に向けての要請等がある中で、その現状と今後について伺いたい。

また、女性の登用率の引き上げ、女性職員の課長登用の考えについて伺いたい。

【総務課長】

政策、方針決定における過程への参画拡大として、現実的には厳しい高い目標であるが女性の構成比率を20%以上に目標を設定した。

【町長】

女性職員の課長登用でありませんが、管理、政策立案調整など、適正な能力があれば管理職として登用する考えである。

Q 職員の定数管理と機構改革について

A 機構改革は、平成24年4月を目標に進めている

日下部 雅一 議員

去る11月22日に開催された「自治労七飯町職員労働組合定期大会」において、中宮町長は、あいさつの中で「職員数が少ない中で組合員の努力を讃え、機構改革に取り組み」という旨の話をしております。

そこで次の点について所見を伺いたい。

- ①職員数が少ないとは何を根拠としているのか
- ②適正な職員数を何人と捉えているのか
- ③適正な職員数と七飯町職員定数条例に基づく職員数とは整合性が取れているのか
- ④機構改革に取り組みと話しているが、具体的にどのような内容か
- ⑤機構改革の時期はいつか

【町長】

①平成11年4月当初は20名の職員数であったが、町の行政改革により平成15年4

月179名、平成16年4月173名の職員数に減少しており、その後も平成17年度の国の三位一体改革にかかる4.6%以上職員数を削減とする集中改革プランや平成18年度には国はさらに行政改革として5.7%純減するよう求め、結果、現在の165名の職員数となっている。

以上の経緯から七飯町は自助努力で職員数を削減した後、国の三位一体改革などにより、さらなる職員数の削減となったことから、私は、少ないと判断している。

また、国の権限移譲や地域主権などによる事務量の増加や国の類似団体の職員数と比較して当町は少ない状況であることも、職員数が少ないと判断している要因のひとつである。

②現在、組織・機構の見直しに向けて検討を行っており、方向が定まりしだい適正な職員数の判断ができる

ののではと考えている。その際は事務量を見定め臨時職員で現在対応している係などの正職員化も合わせて検討し行政サービスの向上に努める考えである。

- ③定数条例で定められている職員数は5部局で206名となっているが、部局によっては適正な職員数もあるが、当町部局と教育委員会部局については大きく職員数が下回っている。このことから整合性がとれているのかと問われればそれはとれていない。
- ④限られた職員数でいかに効率的に業務を推進執行できる体制を構築したいと考えており、具体的には課・係の新設、統廃合や業務の一部移行見直し等である。
- ⑤平成24年4月を目標に進めていますが、組織の見直し案が出来次第、議員の皆様にも情報提供して参りたい。

ほかに、次の議員から一般質問が出されている。

牧野 喜代志 議員	1 東日本大震災のがれき受入れについて
	2 空き家対策に福祉住宅の推進を

減らさないと！

Q 交通事故発生現場の改善を

A 警察の道路診断に基づいた改善策を検討

上野 武彦 議員

今年10月13日に発生した死亡交通事故は、七飯駅前

の高台通りとの交差した部分より上の道幅が半減した歩道も無く、外灯も無い暗い道路部分で発生した。当時の事故の発生状況の経緯と今後の現場の交通安全策について伺いたい。

【再質問】

この事故は、設置されていた水銀灯が取り外された直近で発生しており、事故現場は警察の指摘にもあるように暗く、改めて外灯を設置する必要があると思うが、この地域の外灯組合は町内一高い外灯料金を負担している。

【建設課長】

交差する道路近くに幅員減少や変則的交差を示す看板などが設置されているが言葉で示す看板の設置を検討したい。白線には夜光性で光るビーズが含まれている、交通量などの条件から歩道の設置は考えていない。

【町長】

ガイドパイプの設置が出来ないか検討したい。その他、「外灯料金の負担の格差解消について」、「臨時財政対策債は発行可能額の100%発行を」質問している。

Q 原子力発電に関する町の取り組みについて

A 大間原発建設は他市と歩調を合わせて反対したい

佐野 史人 議員

6月27日に函館市、北斗市、七飯町の三首長が大間原発凍結に向け共同歩調を取る事が報道され各議会も首長の後押しをする決議がなされた。もし建設再開となった場合どのように対応するのか伺いたい。

Q 大沼国定公園に関する諸問題について

ルーマニアで開催される締約国会議でラムサール条約の登録候補地となっているが七飯町には景観条例が制定されていない。環境保全を考えると、景観はその基本的な部分と考えるが制定の考えは無いか伺いたい。

また、大沼や七飯町の文化祭で流山について研究発表されているが町として保護する考えは無いか、湿地保護と併せてジオパーク登録を目指してはどうか。

小中学校に於いてこの自然について授業で取り上げているか伺いたい。

【町長】

ラムサール条約締結は町活性化ビジョンの実施に向けても弾みがつくものと思われるが、特に流山はラムサール条約問題検討の時にも話題となり大変貴重なもの

と認識している。流山は、個人資産でもあり、国の補助事業で買収が出来るもので有れば買収をし保護をしていきたいと思っています。景観に関して北海道の環境条例で守りきれぬのかと云うと守りきれぬかと考えています。新幹線開業に向けて問題発生も充分あると考えていますので、もう少し時間をいただいでその辺もふまえしっかりと守っていき

また、ジオパークに関しては今後研究をしてまいりたいと思います。

【教育長】

小中学校の生徒に対して自然に対する啓もうですが、今回の流山の件につきましては改めて貴重な自然遺産と郷土史研究会の研究結果で明らかになりましたので研究成果も使って小中学校に於いて是非、学習する機会を取っていきたくと考えています。

その他「図書館建設について」、「美術館建設について」質問している

【町民生活課】

この死亡交通事故は、22歳の女性が運転する普通乗用車が対向車に気を取られ、車道側を同一方向へ歩行中の男性82歳に気づかずにはねた痛ましい事故で、警察の道路診断では、事故発生現場は暗いので、新たな外灯を設置できないか、事故の発生した道路に中央線や周辺の区画線などの環境整備や文字の道路標識など設置できないかとの指摘があり、町としては新たな外灯は管理している外灯組合と協議、中央線などは新年度で検討する。

また、今後このような事故を起こさないため、事故発生町内会や高齢者家庭への戸別訪問、老人クラブでの交通安全教室の開催など

【町民生活課長】

外灯の設置は外灯組合が設置できないか協議していきたい。



町道鳴川15号線 交通事故の発生場所

# 常任委員会活動報告

## 〔所管事務調査〕要旨を掲載

### 総務財政

#### 《調査事項》

・防災計画と防災体制について

#### 〔調査の目的〕

本年3月に発生した東日本大震災では未曾有の被害が生じたことから、国及び地方において防災計画及び防災体制の見直しが必要とされている。七飯町においても防災計画の見直しが行われているところであるが、先進地の自治体を事前調査した結果、七飯町と類似している静岡県伊豆市と山梨県富士河口湖町を選定し、先進地の行政視察先として訪問した。伊豆市及び富士河口湖町の防災計画及び防災体制の取り組みを次のとおり報告する。

#### 〔調査の内容〕

##### 1. 伊豆市の概要

伊豆市は、静岡県伊豆半

島の中央部に位置し、豊かな自然環境に恵まれている。

市は、平成16年4月1日に修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の4町が合併し、現在の伊豆市となっており、面積は363.97平方km、平成23年4月1日現在の人口は3万4千820人、世帯数は1万3千449世帯である。また、高齢化率は30.8%となっている。市の平成23年度当初予算は146億6千200万円と当町より50億円ほど多く、うち自主財源比率も39.6%と当町より3ポイントほど高くなっている。また、市は、合併前の旧4町の時から多くの名所・旧跡を有しており、平成22年度の観光入込客数は315万7千人で、うち宿泊客数は76万1千人で約24%を占めている。

平成18年度から平成27年度までの10年間で計画期間

とする基本構想では、まちづくりの目標を「人あつたか・まちいきいき・自然つやつや 伊豆市」と設定し、合併後の新しい「第1次伊豆市総合計画」を策定している。

##### 2. 伊豆市の防災計画及び防災体制について

(ア)防災計画について 伊豆市の防災計画は、合併前の旧4町の各防災計画を基本にまとめ、国及び県の見直しに合わせて、その都度、市の防災計画を見直している。

防災計画では、大きく一般対策編と地震対策編に分かれており、一般対策編で予想される災害は次のとおりである。

##### ①風水害

主要河川（狩野川）では治水事業が進み、大災害の危険は普通河川にあると予測している。

また、暴風雨、集中豪雨等の場合は十分な注意、警戒が必要であるとしている。

##### ②高潮・高波

市沿岸部において台風、低気圧等の影響を受け、災害が予想されている。

##### ③地震

詳細については、地震対策編で定めている。

##### ④火山噴火

富士山、伊豆東部火山群、箱根山の活火山が存在するため、火山活動に十分注意する必要がある。

##### ⑤山崩れ、がけ崩れ等

市の地勢は概ね傾斜地で、急傾斜地崩壊危険地区をはじめ、これに準ずる急傾斜地危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区などが多く存在しており、降雨時・地震時に相当の被害が予想されている。

##### ⑥津波遡上危険

市の土肥地区では、津波が遡上すると予測されており、市役所土肥支所まで津波が遡上すると想定されている。

##### ⑦液状化現象

市全体の48.77平方kmで、液状化発生の可能性がある」と想定している。

##### ⑧火災

ホテル、リゾートマンション等の大型化、生活様式の多様化、石油ガス類等危険物の普及等により火災の

様相が複雑化し、多くの人命が損なわれる危険性が高まっている。

##### ⑨その他

ハイカーによる遭難の発生、気流の変化による航空機事故、積雪や濃霧等による交通事故の発生や通行不能となり、輸送混乱に陥るとしている。

次に、地震対策編では、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震、遠州灘西部から土佐湾のまでの南海トラフのプレート境界を震源域とする東南海・南海地震、神奈川県西部を震源域とする地震のほか、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動に注意を払う必要がある」としており、東海地震、南海地震のそれぞれ危険度を試算している。

##### ①東海地震の危険度の試算

御前崎沖から駿河湾に至る駿河トラフから西方の領域を震源域に、マグニチュード8程度の地震が発生した場合の被害は、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後

地震が発生した場合と比べ、更に物的被害（建物被害、その他の物的被害）、人的被害（冬の早朝、春秋の昼、冬の夕方）に分けて危険度を想定している。

##### ②神奈川県西部の地震の危険度の試算

南関東地域直下の地震のうち、市に大きな影響が想定される神奈川県西部を震源とするマグニチュード7程度の地震が発生した場合の物的被害、人的被害を想定している。

##### ③東南海・南海地震の危険度の推定

国の中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」による東南海・南海地震に伴う静岡県の地震動や津波の高さは、東海地震の想定を下回っているため、伊豆市の危険度も、東海地震を下回るものと想定している。

##### (イ)防災体制について

防災体制のうち、災害対策組織については、伊豆市防災会議、伊豆市災害対策本部、伊豆市水防本部などがあり、災害時の配備体制とその基準により市職員を

配備することとしているが、突発的な場合の配備については、災害対策本部が設置されるまでは、本庁及び各支所まで2km圏内の職員を配置することとしている。

広報体制は、同報無線（親局、屋外受信設備、移動局）により全市を網羅しており、市民への広報体制はできていないが、合併前に各町が整備した同報無線を使用しているため、周波数が異なり、各支所ごとの広報活動となっていることから、新たな防災無線を整備し、平成26年4月からの運用を目指している。

地区ごとにおいて「防災マップ」を作成し、市民に周知している。防災マップは、「土砂災害想定危険区域図」として、土砂災害危険箇所（土石流・がけ崩れ・地すべり）のほか、防災関係機関、市指定避難場所、救護病院、消防署、公共施設・福祉施設、学校、緊急物資集積所、道路などが明示されている。

自主防災組織については、町内会ごとに18防災組織が設置されており、ほぼ市全体で組織されていることとなるが、一部別荘地や町内会組織がないところが未設置であることが課題としている。

また、市では自主防災組織が必要な資機材の購入に対して支援する「伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金交付要綱」、自主防災組織の自発的な訓練活動等に対して支援する「伊豆市自主防災組織活動補助金交付要綱」を設け、自主防災組織に手厚い支援を行っている。

さらに、市民の防災意識の高揚及び啓発、自主防災組織の育成など防災対策の推進を図るため、伊豆市防災指導員を委嘱している。防災指導員は、任期は3年、再任は妨げない、報酬は支給しないとされており、現在は10名を委嘱している。

食糧等の備蓄については、地域が2日間孤立した場合を想定して備蓄しており、備蓄材については賞味期限もあることから、自主防災組織の防災訓練等で支給し、不足になったものを

補充している。

### 3. 富士河口湖町の概要

富士河口湖町は、山梨県南東部に位置し、首都圏から100km圏内にあり、中央自動車道富士吉田線河口湖IC、東富士五湖道路より東名自動車道と連絡するなど交通網は充実しており、電車では富士急行線河口湖駅を利用することができる。

富士箱根伊豆国立公園の地域にあり、北に御坂山系、南に富士山を仰ぎ富士五湖のうち4つの湖、河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の環に恵まれ、裾野に原生林の青木ヶ原や草地を形成し、放牧場、高原野菜用畑地になっている。

標高は、800mから1千250mの高地にあり、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすいと、四季折々の美しい自然地域となっている。

町は、平成15年5月に足和田村、勝山村、河口湖町が合併し、富士河口湖町となっているが、平成18年3月に上九一色村南部地区と分村合併し現在に至っている。面積は158.51平方km、

平成23年8月1日現在の人口は2万6千62人、世帯数は9千269世帯であり、人口は合併時より増加している。なお、高齢化率は28.7%となっている。

町の平成23年度当初予算は106億1千万円と当町より10億円ほど多くなっている。町の建設の基本理念と将来像は、自然を守り自然環境を生かしながら、豊かな住民社会を実現するため、新たな基本構想をして「富士山と湖と高原のまち―日本の湖水地方―」をテーマに設定し、「環境にやさしいまち」「観光と産業のまち」「五感文化のまち」「健康推進のまち」の4つのサブテーマを目標として、町民の生活視点に立って実現しようとする建設計画（計画期間：平成17年度～平成26年度）を策定している。

### 4. 富士河口湖町の防災計画及び防災体制について

富士河口湖町の防災計画は、国及び県の見直しに合わせて、その都度、町の防災計画を見直ししており、最新の地域防災計画は平成21

年3月に策定している。町で予想される災害は、一般災害・地震・火山であり、それぞれ予想される災害は次のとおりである。

- ① 一般災害（風水害、土砂災害等）
- ② 東海地震（予知も含まれた地震対策）
- ③ 南関東直下地域の地震

町の地形は、急峻な地形又は土石流危険区域に指定されており、集中豪雨又は台風等により、土砂災害の起こりやすい地形となっている。

町内の土砂災害危険箇所は251箇所、うち特別警戒区

域は229箇所、急傾斜地等危険箇所は177箇所となっている。

駿河トラフ沿いのプレート境界で発生する海洋型地震（規模マグニチュード8クラス）が発生した場合の被害想定は「表1」のとおりである。

山梨県東部方面を震源とし、最も大きな被害が予想される直下型地震（規模マ

は平成21年度に策定している。

〈表1〉東海地震における被害想定

〔建物被害〕			〔人的被害〕		
建物総数	全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
12,492	366	1,755	7～19	19～30	170～400

※1 平成8年3月山梨県発表による数値である。  
 ※2 人的被害は、地震発生時間及び季節によって差が生じている。

〈表2〉藤の木愛川断層地震における被害想定

〔建物被害〕			〔人的被害〕		
建物総数	全壊	半壊	死者	重傷者	軽傷者
12,492	300前後	1,800前後	10～25	25～40	300超

※1 平成8年3月山梨県発表による数値である。  
 ※2 人的被害は、地震発生時間及び季節によって差が生じている。

グニチュード9クラス)が発生した場合における被害想定は、平成8年3月山梨県発表では、町に大きな被害がないと想定している。

#### ④藤の木愛川断層地震

活断層による地震で、町に及ぼす被害が最も大きいと予想される地震(規模マグニチュード7クラス)が発生した場合の被害想定は(表2)のとおりである。

#### ⑤富士山火山

過去に大きな噴火を繰り返して成長してきた山であり、日本の86活火山の一つである。平成12年10月より低周波地震が多発して活火山と再認識されており、国において、平成16年6月ハザードマップ試作版を公表し、富士山麓市町村にも配布されている。

現在は、気象庁に観測機器の整備も整っているが、降灰、溶岩流、融雪型火山泥流等の被害が想定されるが、山自体が大きいいため、噴火位置により被害想定・規模は変わるとしている。

#### (イ)防災体制について

##### ①防災体制

町においては、地域防災

計画及び災害時職員行動マニュアルの中で、災害時の職員組織、配備体制、各課の事務分掌を定めている。

職員は、基本的に震度5強以上の地震で全職員が自主参集することとし、その他の災害の際には職員非常参集連絡網で連絡し召集しており、職員体制は次のとおりである。

##### ・第1配備(準備体制)

町内で震度4の地震を観測したとき(課長以上)

##### ・第2配備(警戒体制)

町内で震度5弱又は強の地震を観測したとき(係長以上)

##### ・第3配備(救助体制)

町内で震度5強以上の地震を観測したとき(全職員)

また、大規模災害において地区の孤立化が想定されるため、地区ごとに地区災害対策本部を設置し、地区本部長として、連合自治会長等が対応し、地区の要職者・分団長及び地区の職員等で地区の防災対応を図るとしている。

##### ②広報体制

広報体制は、地域防災無線である同報無線が広報手段の中心であり、補助的な

広報手段として、公用車や消防車での広報を行うこととしている。

同報無線の屋外受信設備で全町を網羅しており、戸別受信機は、合併前に設置されたもののほか難聴者、高齢者、要職者などにも設置している。

また、同報無線と同時放送のCATVや全国瞬時警報システムが平成23年3月に完成し、同報無線が自動起動している。

##### ③避難対策

地域内に小規模単位で一次避難場所・二時避難場所を定め、お互いの安否を確認するとともに、陸路が寸断された場合は湖上輸送も行うこととしている。

また、最終避難所として近隣市町村と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結している。

##### ④資機材整備

食糧の備蓄は、各地区に五日御飯、安倍川餅、乾パンなど1日半を目標に備蓄している、他の資機材については早急に整備を要することとしている。

なお、飲料水については、町内に工場などを置くミネ

ラルウォーターメーカーや災害ベンダー設置飲料メーカーとの災害協定により確保することとしており、給水対策も給水車2台、ろ過器18台により対応することとしている。

##### ⑤自主防災組織

自主防災組織として、自主防災会や災害救助協力隊が設置されている。

自主防災会は、旧河口湖町で自治会・区単位などで設置数は56組織、加入世帯数は約4千世帯で、加入率は約67%である。

災害救助協力隊は、消防団のOBで結成された組織であり、3地区で設置されている。隊員数は20名〜30名で、自主防災会や消防団等連携し、災害時における住民の避難誘導、応急救護、初期消火など初動体制への協力など後方支援を行っている。

なお、隊員はすべて普通救命の講習を受けている。

##### ⑥防災訓練

町が関係する主な防災訓練は、総合防災訓練、地区防災訓練などがある。

総合防災訓練は、9月1日の「防災の日」前後の

土・日曜日を主に、防災関係機関、自主防災組織等が一体となり、町内14会場で、地域の実情に合った訓練を実施している。

地区防災訓練は、6月第1日曜日〜7月第1日曜日まで、各地区自主防災会などが主体となり、消火栓や防火水槽などを使用した消火訓練などを実施している。

その他の訓練として、観光業者による総合防災訓練が情報の受伝達訓練を中心に実施している。

なお、観光業者で消防車1台を所有している。

##### ⑦啓発活動

町民向けの啓発活動として、次の事業を実施している。

- ・河口湖町防災ミニガイドブック・防災マップの配布
- ・富士山火山防災ハンドブックの配布
- ・富士山を知る「富士山麓住民ガイドブック」の配布
- ・富士山火山ハザードマップの作成、配布
- ・土砂災害ハザードマップの作成、配布(平成24年度予定)

・防災講演会の開催  
・ホームページへの掲載

・町広報誌へ「我が家を守る防災対策シリーズ」を連載して掲載

#### (ウ)富士山火山防災協議会について

平成12年10月より低周波地震が多発して活火山と再認識されたことから、平成13年7月に富士山の火山防災を考えていく組織として、富士山麓地域7市町村で構成する「富士山火山防災協議会」が設立されている。

主な活動内容としては、国等も含めた関係機関で意見交換会や講演会等の開催し、富士山の火山防災に係る普及啓発・研究活動を続けるとともに、7市町村の地域ごとに編集した「富士山火山防災組織マップ(ハザードマップ)」を作成しており、噴火した場合に被害が想定される地域、避難行動について分かりやすく解説されている。

平成17年4月には富士山を共有する山梨県7市町村、静岡県8市町村で構成する「環富士山火山防災連絡会」が富士山の噴火に備えた防災対策で連携をとる

目的で設立され、富士山の火山防災に係る普及啓発・研究活動を続けている。

(エ)河口湖の水位調整について

富士五湖は、富士山の噴火によって造られた堰止湖であり、大雨による増水時の浸水対策として、河口湖水位調整協議会が設置されている。

水位調整協議会は、町のほか漁協、土地改良区、東京電力などで構成され、通常時の放流量及び大雨時の放流量など協議している。

## 5. まとめ

本年3月11日に発生した東日本震災により、全国的に地域防災計画の見直しが迫られておりところである。

国の中央防災会議は、津波対策を抜本的に強化する方針のもとで防災基本計画の見直し作業を進めているところであり、その見直し状況を踏まえて都道府県の地域防災計画見直し、各自自治体の地域防災計画の見直しが進められることとなる。今回、行政視察を行った

伊豆市及び富士河口湖町においても、国・県の防災計画の見直しの後に市町の防災計画の見直しは、早くても平成25年度になるのではと推測している。

現在の七飯町地域防災計画は、平成13年3月に策定され、国・道の見直しに合わせて見直し作業が進められるものの、見直し作業が完了したことはない状況であることから、今後、国・道において見直しがされた場合は、速やかに見直し又は改訂することを望むものである。

また、両市町の自主防災組織は、当町と比較にならないほど充実しており、地域住民の防災意識の高さが伺えるとともに、伊豆市においては、自主防災組織への助成制度も充実している。

防災対策は、行政だけでなく地域との連携のもとで実施することにより「減災」につながるものと考えられることから、当町においても、自主防災組織の設置に向けた努力を望むものである。

七飯町は比較的災害は少ない町ではあると思われる

が、活火山駒ヶ岳や函館平野西側断層帯もあることから、何時でも大きな災害が発生する可能性があり、地方自治体は、地域住民の生命と財産を守るという使命のもと、当委員会として次の点を提案するものである。

1. 自主防災組織の育成・強化
2. 食糧等備蓄材の充実
3. 防災資機材の充実
4. 地域防災無線の充実
5. 防災マップの充実

## 民生文教（中間報告）

### 《調査事項》

総合保健福祉計画の見直し状況について

- ・バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理の現況について
- ・給食センター施設の運営状況について

### 〔調査の目的〕

総合保健福祉計画については、本年度見直しすることから進捗状況及び前計画の評価などについて調査を行った。

バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理に

ついては、廃棄物処理に係る負担金が増加傾向にあることから、バイオマスタウン構想策定後の進捗状況、廃棄物処理量の推移と見通し、生ゴミ処理の取り組み状況と今後の方針、し尿収集体制などについて調査を行った。

給食センター施設については、給食センターの運営等に係る指導が全道的に行われたことから、給食センター施設の概要、運営状況などについて調査を行った。

### 1. 総合保健福祉計画の見直し状況について

総合保健福祉計画は、第3回定例会で中間報告したとおり、平成24年度から平成26年度の3カ年を計画期間とする「第3期七飯町総合保健福祉計画（以下「第3次計画」という）」を策定中であり、その策定に係るアンケート調査を実施している。

アンケート調査は、地域福祉計画（対象1千人、回収437人、回収率43.7%）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（対象1千895人、回収1千123人、回収

率59.3%）、障がい者福祉計画・障がい者プラン（対象1千506人、回収706人、回収率47.7%）の3種類であり、それぞれ集計結果が報告されている。

アンケート調査の結果を分析するためには十分な回収率であり、各部会においてアンケート調査の結果等に基づく課題の整理を行うこととしている。

なお、アンケート調査結果に伴う見直しの視点として次の点を掲げている。

#### ①地域福祉計画

・見守り災害・犯罪をはじめとする地域の安全対策

・誰もが必要な情報を得たり、相談できる七飯町らしい体制づくり

・新しい緩やかなつき合いを広めるため七飯町らしい絆づくり

#### ②高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

・七飯町らしい支え合いの輪を広げるしくみづくり

・介護予防の強化

・認知症に対する施策

・家族介護者への支援

・地域包括ケアシステムの構築と地域の支え合い

#### ③障がい者プラン・障がい者福祉計画

・障がい者が望む生活

・就労支援の充実

・相談支援体制の充実

・障がい者の理解とボランティアの育成

・障がい者をめぐるネットワークの構築

以上の各計画の見直しの視点により、第3次計画が策定されることとなるが、その概要案は次のとおりである。

#### ①地域福祉計画

・共生型施設の整備

・高齢者及び障がい者の公共交通機関利用助成の検討

・ポイント制の導入

・人材登録バンク制度の拡大

・見守り体制の強化のための各団体等との協定締結

②高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

・施設整備（地域密着型特別養護老人ホーム等）

・地域包括支援センターのあり方について検討

・高齢者の公共交通機関利用助成の検討

・介護保険料について

③障がい者プラン・障がい者福祉計画

・児童・生徒の放課後活動の充実

・障がい者の就労支援

・障がい者の公共交通機関利用助成の検討

・グループホーム、ケアホームの充実

・相談支援窓口の充実

今後のスケジュールとしては、11月下旬から12月上旬にかけて課題に基づく各団体等からの聴き取りを行った後、第3次計画の素案を策定し、12月下旬から24年1月上旬にかけて各部会を開催し、素案をまとめる予定である。

その後、1月下旬にパブリックコメントを行い、3月上旬に策定委員会において計画を決定する予定となっている。

当委員会としては、アンケート結果の分析及び第3次計画の素案が策定されるまで、継続して調査する必要があると判断している。

## 2. まとめ（中間）

総合保健福祉計画については、「第3期七飯町総合保健福祉計画」を策定中であり、策定に伴って実施したアンケート調査の分析結

果及び素案が策定されるまで、継続して所管事務調査を実施することとする。

### 〔調査の目的〕

#### 1. 廃棄物処理・生ごみ処理の現況について

七飯町のバイオマスタウン構想が、平成22年3月に策定され1年以上が経過しているが、バイオマス資源の処理費用や堆肥販売価格、燃料化施設の建設費用及び維持経費など多くの課題が見受けられ、事業が未実施の状況である。

事業を実現するために、慎重に検討すべきであるとの考えから、先進地の道内自治体で生ごみを微生物で処理している津別町及び三笠市の委託先であるF・Aリサイクル株式会社を選定し、行政視察先として訪問した。

また、年々増加する不燃・粗大ごみについては、埋立処分場への負荷を軽減させる処理施設を有する、先進地の道内自治体で破砕機を設置している施設がある江別市及び中空知衛生施設組合を選定し、行政視察先として訪問した。

#### 2. 給食センター施設の運営状況について

本年2月に他市で発生した、学校給食の集団食中毒により、北海道及び北海道

教育委員会が道内の学校給食センターを一斉点検しており、七飯町においても運営等に係る指導がされ、教育委員会では改築も含め改善することを検討していることから、先進地の道内自治体でHACCP（ハサップ）方式を導入した新しい給食センターがあるニセコ町を選定し、行政視察先として訪問した。

### 〔調査の内容〕

#### 1. 津別町

##### (1) 津別町の概要

津別町は、北海道東部オホーツク圏の内陸部に位置し、阿寒・屈斜路湖両カンデラの外輪山地、北見市に隣接する町界山地からなり、総面積の約86%を国道有林が占めている。

気候は、寒暖差が激しく、夏は35度以上、冬はマイナス20度以下に達し、降水量は少なく、晴天日数が大きいのが特徴で、人口は5千684人、世帯数2千603世帯

（平成23年9月末現在）、面積716.6平方kmを有している町である。

基幹産業の林業は、北海道産産植林木（カラマツ、トドマツ）を原材料とした針葉樹構造用合板を中心とする国内有数の合板供給地でもあり、「植えて、育てて、伐って、また植える」という森林資源の循環利用を進め、将来の財産形成と地域林産業の活性化を図っている。

##### (2) 津別町の生ごみ処理の状況について

津別町では、平成4年に簡易焼却炉を設置し、可燃ごみとして焼却処分していたが、ダイオキシン規制が強化されたため、平成12年に規制に対応すべく排ガス処理施設を建設している。

平成15年には、基準値を超えるダイオキシンが測定されたため、ダイオキシン発生と関連の大きい生ごみと可燃ごみの分別処理を行い、生ごみを堆肥化することを決定している。

平成16年10月から生分解性のごみ袋を使用した生ごみの分別収集を6カ月試行

し、平成17年4月から完全実施している。

##### (3) 津別町堆肥処理施設での処理状況について

津別町堆肥処理施設は、農業関連補助（道営中山間総合整備事業）により、地域循環型の農業を推進するものとして、林業廃棄物の再利用及び肉用牛等の排泄物を利用した堆肥生産施設（家畜排泄物処理法に基づく共同処理施設）として整備され、平成13年から運用している。

当初は、牛糞堆肥の生産だけ行っていたが、平成16年から施設の一部を利用して生ごみ及び下水道汚泥の堆肥化を行っている。

堆肥化した生ごみは、生ごみ堆肥として肥料取締法に基づく特殊肥料として商品化している。

運営については、開業時より、津別町農業協同組合に委託していたが、平成19年から指定管理者に移行している。

(4) 堆肥の町民還元について  
できあがった堆肥は、分別収集促進のため平成17年

秋から町民に無償で提供していたが、町民の要望があり平成20年秋から一部有償で提供している。

##### (5) 生ごみ堆肥化経費について

生ごみの堆肥化に係る経費（収集経費を除く）は、〈表1〉のとおりとなっている。

〈表1〉 生ごみ堆肥化に係る経費

(単位:千円)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
堆肥化委託業務	5,403	5,460	5,770			
堆肥化促進剤	525	840	840			
指定管理料				5,860	6,412	8,668
生ごみ袋作成費		2,127		2,008	3,415	2,382

※1 H21委託業務費は、機器の補修があり増額  
※2 H22指定管理料には、大空町分の経費を含む

# 増やしていく資源！

平成20年以降の堆肥化促進剤については、指定管理者への移行に伴い指定管理料に一括計上となつてい

## (6) エスパス菌について

エスパス菌は、放線菌、枯草菌、糸状菌、光合成菌、リグニン・セルロース分解菌、脂肪分解菌などから構成されている。

生ごみなどの有機物はタンパク質、炭水化物、脂質、繊維質などの有機物が大半を占め、残り少量のカルシウム、リン、カリウム、ナトリウム、マグネシウムなどの無機質からなっている。エスパス菌は、無機質残渣のみが残る状態まで、有機物を水、炭酸ガス、窒素化合物に分解する好気性発酵分解菌を中心とする集合体であり、生ごみ、農水畜産残渣など各種有機物の消滅分解処理や早期堆肥化等に有用な菌である。

## 2. 中空知衛生施設組合

### (1) 中空知衛生施設組合の概要

中空知衛生施設組合は、昭和44年7月1日に滝川

市、芦別市、赤平市、新十津川町及び雨竜町で設置し、事務所を滝川市内に置いている。

構成市町人口は8万2千413人(平成23年9月末現在)

で、共同処理する事務は、火葬場施設の設置及び運営に関する事務、し尿処理施設の設置及び運営に関する事務、廃棄物の中間処理に関する事務である。

### (2) 中空知衛生施設組合の運営状況について

中空知衛生施設組合は、共同処理する事務ごとに、対象の市町が異なっており共同処理する事務の対象市町は(表2)のとおりである。

### (3) 広域ごみ処理施設について

広域ごみ処理施設リサイクルクリーンは、中空知3市2町が、ごみ処理広域化計画に基づいた新しいごみ処理のあり方を検討した結果、ごみを資源として再利用しエネルギーを有効利用して、埋立量やダイオキシン

発生をできるだけ抑え循環型社会にふさわしい施設と

して平成15年に供用開始されている。

また、可燃ごみについては、ごみ圧縮機で1/3に圧縮し、コンテナで歌志内市の焼却施設へ搬送するための中継施設としている。

施設整備は、管理棟、中継施設、リサイクルプラザの資源選別部門と高速メタン発酵処理施設(バイオガス化プラント)、リサイクル部門の破砕部門を兼ね備えている。

### (4) 施設建設経費及び維持管理経費について

広域ごみ処理施設リサイクルクリーンは、約3万㎡の用地を滝川市から借りており、建設費用約33億円を投入し、平成14年3月に着工、リサイクルプラザ、中継施設の資源選別部門が平成15年3月完成、高速メタン発酵処理施設が平成15年7月に完成した。

建設費の内訳については(表3)のとおりである。また、施設の維持管理費は(表4)のとおりである。

### (5) メタン発酵肥料について

家庭や事業所から集めら

れた生ごみをメタン発酵し、回収したメタンガスを発電させ、主に場内施設で利用し、メタン発酵後の汚泥は良質なため堆肥として農地還元している。

メタン発酵肥料「美オー a(びおら)」は生ごみから生まれた有機肥料として全国へ袋詰(15kg)を税込400円で販売している。

(6) 破砕機について  
破砕機については、大型ごみや不燃ごみを破砕して、資源を取り出すため、回転破砕機を設置している。

## 3. F・Aリサイクル株式会社

(1) F・Aリサイクル株式会社の概要  
F・Aリサイクル株式会社

社は、生ごみの堆肥化を手掛ける特別目的会社(SPC)として三笠市などの民間の建設会社やリサイクル会社4社が、平成18年に設立された。

事業費は、F・Aリサイクル株式会社と三笠市(地域バイオマス利活用交付金により国が全額補助)が1億円ずつ出し合って施設建

〈表2〉共同処理する事務の対象市町

共同処理する事務	対象市町
火葬場施設の設置及び運営に関する事務	滝川市、赤平市、新十津川町及び雨竜町
し尿処理施設の設置及び運営に関する事務	滝川市、新十津川町及び雨竜町
廃棄物の中間処理(動物以外のものに係る焼却処分を除く。)に関する事務	滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町及び雨竜町(芦別市にあっては、生ごみの中間処理に関する事務に限る。)

〈表3〉施設の建設費用

(単位:100万円)

施設名	総工費	財源内訳		
		国庫補助金	起債	一般財源
高速メタン発酵処理施設	1,722	297	1,296	129
リサイクルプラザ	1,136	279	771	86
中継施設	440	109	310	21
合計	3,298	685	2,377	236

\*国庫補助金は、廃棄物処理施設整備費(廃棄物循環型社会基盤施設整備事業)補助率25%

〈表4〉施設の維持管理経費

(単位:千円)

	高速メタン発酵処理施設	リサイクルプラザ	中継施設	焼却委託料	全体(合計)
1t当たり単価	26,000円	30,000円	6,000円	25,200円	28,000円
人員配置	8人 +総括1人	16人 +受付1人	4人		30人

設や機械類を購入し、平成19年4月から生ごみの収集と堆肥製造を三笠市から委託を受け、運用開始している。

(2)生ごみの処理方法について

生ごみは、各家庭で抗酸化バケツ（1個目は無償配布）により水切りをし、戸別または収集所で収集される。

抗酸化バケツには、名前を記載しており、住民のごみに対する分別意識が向上している。

また、ゴミステーションから生ごみが無くなることにより、カラス問題など衛生管理が良好となっている。収集した、生ごみについては、F・Aリサイクルセンターに搬入され、微生物により堆肥化されている。

(3)EM菌について

EM菌は、有用微生物群の造語であり、乳酸菌、酵母、光合成細菌を主体とした安全で有用な微生物を共生させた多目的微生物である。

EM菌は、有機物を有用

発酵させることができる善玉菌の微生物よって構成されているため、有機物が腐敗しないほか発酵によって様々な抗酸化物質や養分が作られ、健全な環境を生み出している。

4. 江別市

(1)江別市の概要

江別市は、石狩平野のほぼ中央に位置し、全般的に平坦な地勢で豊かな自然環境に恵まれ、札幌市、岩見沢市など3市2町1村に隣接している。

気候は、平均気温6.8度と北海道でも温暖な地域に属し、冬はやや寒く、夏は暑い準大陸性気候で、人口12万1千705人、世帯数5万3千923世帯（平成23年9月末現在）、面積187.57平方kmを有している市である。

昭和30年代後期から西に隣接する札幌市のベクトタウンとして人口が急増し、大学や研究機関を積極的に誘致し文教都市としてまちづくりを進める一方、近年は、れんがの町として、北海道遺産である「江別のれんが」を活用した観光化を図っている。

(2)ごみ処理の状況について

江別市では、資源循環型社会の形成に向けて、環境への負担を極力少なくする「環境と調和する都市の構築」を目標としてまちづくりを進めており、昭和56年に稼働した焼却施設の老朽化に伴い、平成14年12月からの排ガスの排出規制に対応するため、平成12年度から3カ年事業で新しいごみ処理施設（江別市環境クリーンセンター）を建設している。

委託の範囲は、江別市の一般廃棄物処理に関連する一連の施設で、一部の事務などを除き、施設などの運営・維持管理に関するすべての事項について、包括的に委託している。

(3)施設の概要について

江別市環境クリーンセンターは、ごみ熱分解・焼却溶解方式で、ごみの中から資源物を取り出し再資源化するとともに、ごみの持つエネルギーにより燃焼溶解を行い、最大1千980kwの発電により、ロードヒーティング、冷暖房などの施設内外への余熱供給など、エネルギーの有効活用を考慮した施設となっている。

(4)施設の運営管理について  
江別市では、環境クリーンセンター等の一連の施設・設備の運営管理を包括的に

民間企業に委託している。

事業者の選定方法は、公募により受託希望者を募り、プロポーザル方式により選定委員会で決定している。

委託期間は、平成19年10月から平成34年3月までの14年6カ月間と長期に及んでいる。

委託の範囲は、江別市の一般廃棄物処理に関連する一連の施設で、一部の事務などを除き、施設などの運営・維持管理に関するすべての事項について、包括的に委託している。

(5)可燃物焼却施設（ガス化溶解）の処理実績について

平成22年度における施設の処理量は、稼働日数352日間で3万4千525tであり、うち、ガス化溶解施設搬出物量は（表5）のとおりである。

(6)不燃・粗大施設の処理実績について

不燃・粗大施設については、可能な限りの資源化を進めるとともに埋立処分場への負荷を大幅に軽減させるため、2台の破砕機を設

置している。

破砕機の詳細については（表6）のとおりである。

また、平成22年度における施設の処理量は、稼働日数214日間で3千493tである。

5. ニセコ町

(1)ニセコ町の概要

ニセコ町は、道央の西部、後志管内のほぼ中央に位置

し、東に国立公園羊蹄山、北に国定公園ニセコアンヌプの山脈に囲まれており波状傾斜の多い丘陵盆地を形成している。

気候は、平均気温6.3度、冬期の最深積雪は、200cmにも達することもある内陸的気候で、人口4千698人、世帯数2千186世帯（平成23年9月末現在）、面積は197.13

〈表5〉ガス化溶解施設搬出物量

搬出物	量(t)	発生率	備考
スラッグ	1,970	6%	資源物として売却（市建設部で路盤材として使用）
鉄・アルミミックス	396	1%	資源物として売却
脱塩残渣	1,657	5%	最終処分場
合計	4,023	12%	

〈表6〉破砕機の詳細

項目	詳細	
破砕機方式	二軸せん断式破砕機	高速回転破砕機
投入口寸法	幅1540mm×奥行1280mm	φ1540mm×高さ1280mm
駆動方式	油圧駆動	電動式
破砕部	せん断刃：80個×2軸 160個	ハンマ27本（6.9・12本 3段）
電動機	75kw×2基（油圧モータ）	132kw
処理最大寸法	縦1000mm×横1000mm	幅0.6m×高さ0.6m×長さ0.6m
破砕寸法	400mm以下	150mm以下

# 増やしていく資源！

平方kmを有している町である。

スキー場を中心とした観光を主要な産業とし、近年では海外からのスキー客が増加している。

## (2) 学校給食の状況について

ニセコ町では、学校給食費の値上げをしないという方針から運営を公会計で行っている。

学校給食は、子育て支援の考えから町内小中学校の他、道立高等学校へも配食しており、保護者負担の軽減への理解から給食費の滞納者は0人である。

平成23年9月末現在の給食人員は529食である。

## (3) 学校給食センターについて

学校給食センターは、昭和44年12月建設以来39年間運用していたが、施設及び厨房設備等の老朽化が激しく、調理に支障をきたすことから平成21年3月にニセコ中学校裏の町の空土地に総事業費3億5千253万円を投入し、施設面積497㎡の鉄筋コンクリート造で建設している。

建設費の財源内訳についてはへ表7へのとおりである。

〈表7〉建設費の財源内訳

財源名	金額(千円)	充当率
(国庫補助金) 安全・安心な学校づくり交付金	105,969	30.1%
(起債)	184,400	52.3%
学校教育施設整備事業債(一般分)	76,700	
学校教育施設整備事業債(財対分)	5,500	
過疎債	102,200	
(一般財源)	62,161	17.6%
合計	352,530	100%

施設の特徴として、文部科学省策定の「学校給食衛生管理基準」を尊重し、より安全で安心、衛生的な給食に配慮するHACCP(ハサップ)対応を導入し、調理場は、ドライシステム(床面乾燥方式)を採用し

て、細菌の繁殖や跳ね水による二次感染の危険性を改善、厨房調理機器については、建設コストが高いものの、長期(50年)のライフサイクルコストを勘案し、環境面、安全面、作業面などからオール電化を採用している。

## 6. まとめ

津別町では、エスバス菌による堆肥化の状況などの説明を受けた。生ごみの他に農家の家畜排泄物を300円/㎡で買取り、エスバス菌と地元木材会社から出るバークを混入させ、バーク堆肥として販売している。

堆肥については、バークの匂いがあり、供給が少なく捌ききれないのが実態との説明があった。

F・Aリサイクル株式会社では、EM菌による堆肥化の状況などの説明があった。

生ごみの収集方法では、家庭で個別のポリ容器を使用し約85%といわれる生ごみの水分を水切りして、生ごみの減量化を行い、個別のポリ容器をステーション等へ出し、収集業者が中

身だけを収集していた。収集した生ごみはEM菌により堆肥化して、販売を行っていた。出来た堆肥は、生ごみを発酵させた様な匂いがあり、施設には捌ききれない堆肥が山積みとなっていた。

中空知衛生施設組合では、生ごみのメタン発酵の状況及び破砕機の状況などの説明を受けた。生ごみ処理については、メタン発酵させ施設の電力として利用し、余剰分の電力を売電している。発酵残渣は、脱水乾燥後堆肥として販売している。

メタン発酵肥料は、無臭でインターネット等を利用して全国へ販売していた。

破砕機の状態については、不燃・粗大ごみを破砕し、細かくすることで最終処分場の延命に努めていた。時折、漬物石や鉄アレ

ーなどの硬い物が混入し、破砕刃が破損する事態となっており、いかに破砕機投入前に不適物を取り除くかが課題であるとの説明があった。

江別市では、可燃ごみを発電出力の大きいガス化溶

解炉で焼却し、施設の電力として使用していた。不燃・粗大ごみについては、異なる2台の破砕機を並列使用し、150mm以下まで破砕し、磁器や熱処理等で鉄やアルミに分別して資源物として売却しており、破砕残渣は、わずか17%であった。

破砕機については、負荷がかかると機械が自動的に停止する仕組みとなっており、供用開始から1度の故障もないと説明があった。

七飯町において可燃ゴミについては、年々増加傾向にあり、それに伴う負担金も増加している現状であるため、生ごみの分別化も1つの手段として考えられる。

生ごみの処理については、肥料化や燃料等への再資源化の方法があり、七飯町では「微生物(菌)」での気化、分解による処理方法が最適であるとされているが、微生物(菌)の種類については、複数あることから十分検証して決定することを望むものである。

また、新幹線関連事業等で今後予想される不燃・粗大ごみの増加については、最終処分場延命のため、破

砕機の導入は必要不可欠であり、導入の際にはライフサイクルコストを検討し、最適な設備を導入すべきである。

なお、七飯町において平成12年9月に策定された「ごみ処理基本計画」の目標年次が平成26年度となっていることから、新たな基本計画の策定の際には、関係市町と見解をまとめ、長期的な視点に立った一般廃棄物処理方法を望むものである。

次に、ニセコ町では、給食センターのドライシステム化やHACCP(ハサップ)の導入経過などの説明を受けた。配食数に伴う施設の面積や建設経費などからHACCP(ハサップ)の登録基準は、満たしていないもののドライシステムでHACCP(ハサップ)対応した給食センターを建設したとの説明を受けた。

七飯町の給食センターは、ウエット方式でもありHACCP(ハサップ)対応していないため、食品製造工程において発生する危害が高い確率で想定されることから、子ども達への安

全で安心な給食を提供するために、早急に文部科学省の学校給食衛生基準に対応した給食センターの建設を望むものである。

以上が、所管事務調査及び行政視察に係る報告であるが、バイオマスタウン構想・廃棄物処理・生ゴミ処理の状況及び給食センターの運営状況については調査を終了することとし、総合保健福祉計画の見直し状況については、所管事務調査を継続することとする。

## 経済産業

### 《調査事項》

・新幹線等を活用した観光振興策について

### 〔調査の目的〕

平成27年度の北海道新幹線開業まであと4年と迫っており、開業に向けての周辺まちづくり整備計画及び新幹線周辺まちづくり計画が示されているものの、七飯町の新幹線に関するまちづくりの方向性が見えないことから、新幹線開業効果を的確に把握し、地域一体となった取り組みが必要で

あると考え、新幹線効果を最大限に活かしている箱根町及び熱海市を選定し、先進地の行政視察先として訪問した。

### 1. 箱根町の概要

箱根町は東京から100km圏内にあり、神奈川県西部、箱根峠の東側に位置する町であり、箱根山・芦野湖・箱根温泉などの自然が富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

人口は、平成23年10月1日現在で1万3千574人、世帯数は7千158世帯、1世帯当たりの人口は1.9人であり、面積は92.82平方kmである。

昭和31年9月に湯本町、温泉村、箱根町、宮城野村、仙石原村の5町村が合併して現在の箱根町が誕生した。

一方、昭和25年に小田急線が小田原・箱根湯本間に乗り入れ、箱根は東京都心と直接結ばれることになり、昭和30年代の後半から40年代の日本経済の高度成長を追い風に観光開発が急速に進められている。

その後、箱根新道、乙女バイパスがそれぞれ開通

し、モータリゼーションの進展に対応した新しい交通網が整備され、箱根関所の復元と資料館の整備、大涌谷自然科学館・旧街道資料館の開設など、観光施設も整備されている。

昭和51年に箱根湿生花園、昭和61年に箱根芦之湯フラワーセンター、さらに平成3年には森のふれあい館など、町の地域特性を生かした新しい施設が開設され、箱根の持つ魅力は多彩さを増し、年間2千万人も観光客が国内外から訪れる、日本の代表的な国際観光地として発展している。

年明けの1月2・3日に行われる東京箱根間往復大駅伝競走は長い歴史を持ち、数々の名勝負を生んだ正月の有名な恒例行事である。

### 2. 東海道新幹線との接続について

昭和39年開業した東海道新幹線により、東京駅から小田原駅まで約40分で結ばれ、小田原駅から箱根の玄関口である箱根湯本駅までは、箱根登山鉄道・箱根登山バス・伊豆箱根バス・小

田急ロマンスカーなど多様な交通機関があり、いずれも15分ほどで移動が可能となっており交通の便が大変良い状況である。過去5年間の観光客の推移は「表1」のとおりである。

〈表1〉観光客の推移

年	観光客数(人)	対前年比	対前年増減比(人)
18	19,250,000	101.8%	345,000
19	20,262,000	105.3%	1,012,000
20	20,677,000	102.0%	415,000
21	19,649,000	95.0%	△ 1,028,000
22	20,036,000	102.0%	387,000

### 3. 観光地・箱根の理念

21世紀初頭を迎え、観光地を取り巻く環境は大きく変わろうとしている。個々の多様な価値観・ライフスタイルの中で観光に対するニーズも多様化し、豊かな日常生活を獲得した今日の

人々が観光地に求めるものは、通り一遍の観光や施設の豪華さなどから得られる物理的な満足だけでなく、日常の生活では得られない精神的な豊かさや心身の健康などにある。

これからの観光地が、「新しい時代に必要とされる観光地」であり続けるためには、こうした人々の旅行に求めるものを適切に受け止めていかねばならない。

これまで多くの人々に受け入れられてきた箱根もまた、見失いつつあるものや新しい時代に適応できないところびともいえる側面が露呈しつつあることを認識し、新しい時代に存在意義・役割を担う観光地を目指していくため、次のような代へと引き継いでいくべき理念を掲げている。

【理念1】自然・文化を誇る

「自然」、「温泉」、「歴史・文化」、「もてなしの心」—これらを合わせもつ箱根は、それゆえに日本を代表する観光地となり得たのであり、日本の誇る共有財産として大切にしていかなければならない。箱根のもつ

自然や文化のすばらしさを、住む人、訪れる人にとって誇れるものにしていく。

【理念2】世界の人々と豊かな時間を分かち合う

地球スケールで交流が活発化し、これからの観光地は、国内だけでなく、海外の観光地と勝負する時代を迎えている。箱根には、世界の人々を魅了できる自然資源や歴史・文化資源があり、世界の共有財産として、海外からの来訪者にもこれらの資源を体験し、共に楽しんでもらうとともに、誰をもやさしく受け止めることのできる人や受け入れる社会の仕組みをつくり、国際的に通用する観光地にしていく。

また、訪れた土地の人と日常的にふれあい交流を楽しむ土壌があり世界の人を魅了している海外の観光地のように、これからの箱根の観光も、観光に直接関わる人だけでなく、箱根に住む人も、訪れる人を「家族」のように迎え入れ、豊かな時間（人生）を共有できるような観光地（まち）を目

指す。

【理念3】人生を豊かにするリゾート

「リゾート」とは、日常の生活とは離れたお気に入りの場所にしばしば行き、好きな時間を過ごしながらか身のリフレッシュをする滞在活動や場のことであり、箱根はわが国の中でもいち早く、そのようなリゾートとして多くの人々に利用されてきた歴史をもっている。

常に重視し、高いホスピタリティの提供を目指す  
②自然と人とが深く共生する

箱根人（箱根に住む人、働く人）が自らの「自然観」をもち、自然を適切に守り、その魅力に深くふれることのできる観光地（まち）を目指すそう

③温泉を大切に活かす  
十七湯が存在する温泉の魅力を再認識し、温泉を文化として誇れる観光地（まち）を目指す

④歴史・文化の蓄積の上に新たな交流を育てる  
歴史的な場（空間）や有形無形の文化財を守りながら、人と人との交流の中から、箱根の新しい文化を創造していく

「人それぞれの時間（人生）を豊かにする」ことのできる本物のリゾートを目指す。

#### 4. 箱根が目指す姿（4つの精神）

①訪れる人をあたたかく迎える

住む人の暮らしやすさ、訪れる人の利用しやすさを

で「箱根温泉AID実行委員会」を組織している。  
「箱根温泉AID」の名のもとに趣旨に合致した関連事業は各団体等が実施し、その進捗や予定に関する情報については、実行委員会ホームページ等を用いて提供している。実行委員会は、特別プラン販売、現地ボランティア活動、観光施設割引プラン等多様なプロジェクトを実施しており、箱根町としては宿泊施設による避難者の受入、県内避難所滞在の方の日帰り入浴招待等の取り組みを実施している。

②箱根ジオパーク構想  
箱根火山及びその周辺地域の地質資源をはじめ、歴史的、文化的、生態学的資源を維持保全し、その価値を継続して高めていくために、日本ジオパークの認定を受け、箱根火山を土台とした教育に資する活動やジオツーリズムの場としての環境整備を行うことにより、教育・観光の新たな切り口として地域活性化を図ることを基本理念として「箱根ジオパーク推進協議

③その他観光振興策について  
地球規模での環境問題や低炭素社会づくりへの貢献と共に、恵まれた自然環境を保全・活用し、普遍的価値を持つ持続可能な観光地として、多くの人々に安らぎと潤いをもたらす、世界から目標とされる国際観光地を目指す。平成21年度から平成23年度までの3年間、「環境先進観光地」の基礎づくりとして、町長を本部長とする環境先進観光地推進本部を中心に、電気自動車の普及促進を図るた

④歴史・文化の蓄積の上に新たな交流を育てる  
歴史的な場（空間）や有形無形の文化財を守りながら、人と人との交流の中から、箱根の新しい文化を創造していく

⑤箱根町が今取り組んでいる観光振興策について  
①箱根温泉AID（エイド）プロジェクト  
東日本大震災により被災された方々への支援及び箱根の元気を伝え、箱根にきていただく取組みとして、箱根町長が実行委員長となり、町内各観光関連団体等

「箱根温泉AID実行委員会」を平成23年5月に設立した。  
観光振興の推進という面においては、ジオパークという新たな広域連携の仕掛けで、魅力的なストーリーを展開し、自然・歴史・文化を含めた地域の再発見を促すとともに、領域内の地質資源なども巡る滞在型観光を視野に入れた観光産業の振興を図ることを目的としている。平成24年8月の日本ジオパーク認定を目指し、ガイド養成・環境整備・PR等を展開している

③その他観光振興策について  
地球規模での環境問題や低炭素社会づくりへの貢献と共に、恵まれた自然環境を保全・活用し、普遍的価値を持つ持続可能な観光地として、多くの人々に安らぎと潤いをもたらす、世界から目標とされる国際観光地を目指す。平成21年度から平成23年度までの3年間、「環境先進観光地」の基礎づくりとして、町長を本部長とする環境先進観光地推進本部を中心に、電気自動車の普及促進を図るた

④歴史・文化の蓄積の上に新たな交流を育てる  
歴史的な場（空間）や有形無形の文化財を守りながら、人と人との交流の中から、箱根の新しい文化を創造していく

⑤箱根町が今取り組んでいる観光振興策について  
①箱根温泉AID（エイド）プロジェクト  
東日本大震災により被災された方々への支援及び箱根の元気を伝え、箱根にきていただく取組みとして、箱根町長が実行委員長となり、町内各観光関連団体等

②箱根ジオパーク構想  
箱根火山及びその周辺地域の地質資源をはじめ、歴史的、文化的、生態学的資源を維持保全し、その価値を継続して高めていくために、日本ジオパークの認定を受け、箱根火山を土台とした教育に資する活動やジオツーリズムの場としての環境整備を行うことにより、教育・観光の新たな切り口として地域活性化を図ることを基本理念として「箱根ジオパーク推進協議

め、電気自動車導入者等の優遇措置を展開している。

ら斜陽化し転業も多い。しかし、一方では2000年代に入り温泉を引いたリゾートマンションが増加している。

6. 熱海市の概要  
熱海市は神奈川県と接する静岡県の最東部にあり、伊豆半島の入口で東京から約100kmに位置する市である。

7. 東海道新幹線「熱海駅」について  
昭和39年開業した東海道新幹線により、東京駅から熱海駅まで約50分で結ばれ、「こだま」と「ひかり」が1日3往復停車している。平成21年度の新幹線の1日平均乗車人数は4千481人で、観光客の利用が多い駅であるが、近年ではマンションの建築により、通勤・通学客の利用が増加傾向である。熱海駅は全国でただ一つだけ温泉地で新幹線が止まる駅であり、観光振興にはかせないセールスポイントである。

古くからの湯治の地であり、地名は「阿多美」であったが、海から熱い湯が湧き出ていたことから「熱海」とされた。昭和12年4月、熱海町と多賀村が合併して熱海市となり、さらに、昭和32年に網代町と合併して現在の熱海市が誕生した。

現在、環境負荷抑制を図るため、鉄道によるアクセス向上のため、ひかり号の熱海駅停車の拡大、湘南ライナー・成田エクスプレス、湘南新宿ラインの乗り入れや、新幹線・在来線の接続時間の改善、熱海駅舎及び周辺整備について関係機関に要望中である。また、環境負荷抑制を図

東海道新幹線開通以降、首都圏からの保養客が押し寄せ一大保養地となった。かつては新婚旅行や職場旅行の定番であり、市の中心地東海岸町などには大型ホテル・旅館が多数ひしめいていたが、1990年代以降社員旅行の衰退と大型宿泊施設を敬遠するムードか

現在、環境負荷抑制を図るため、鉄道によるアクセス向上のため、ひかり号の熱海駅停車の拡大、湘南ライナー・成田エクスプレス、湘南新宿ラインの乗り入れや、新幹線・在来線の接続時間の改善、熱海駅舎及び周辺整備について関係機関に要望中である。また、環境負荷抑制を図

る上でも、鉄道事業者・宿泊施設・観光施設等と行政の連携により、鉄道利用観光客に対する割引制度や特典などを与える施策を検討し、鉄道利用の拡大を進める予定である。

## 8. 熱海市の観光戦略

### ①観光基本計画について

熱海市は、市民の85%近くが観光業に従事し、宿泊客はピーク時の60万人から、現在290万人と半減していることを鑑み、平成20年1月、観光まちづくりという視点から観光基本計画を初めて策定し、熱海の持つ可能性や地域資源、特性を最大限に活かすとともに、熱海のまちづくりや魅力づくりを来訪者の視点からもう一度捉え直し、観光業に従事する方だけでなく、市民・住民そして行政からなる街全体の総合力を発揮して、観光交流をさらに推進し、集客力を高めていくことを希求している。

熱海にかかわるすべての方が一体となり、魅力的なまちを創造していく共通目標・指針として「熱海市観光基本計画」を推進し、熱

海市の目指すべき将来像の実現へのステップとして実施計画を策定している。実施計画では、観光基本計画が目指す都市像・目標を「長期滞在型の世界の保養地」とし、実現のための4つの柱を示している。

### (1)温泉中心主義・湯治場「熱海」の復権

熱海は大正期の熱海線乗り入れを契機に、それまでの湯治場から大衆温泉観光地へ大きく変貌を遂げたが、同時にこの頃から熱海の主役であるべき「温泉」が脇役に回ってしまった。熱海の湯治場としての歴史をさかのぼり、温泉情緒あふれる景観や温泉文化を再生させるとともに、時代のニーズに合わせた魅力を付加し、現代の湯治場を提案していく。

### (2)もう一度行きたくなる街・満足度アップの仕組みづくり

国内外からの観光客が欲しいときにいつでも熱海の情報を得られる環境、行きたいときに容易にアクセスできる環境、そして滞在し

て自分にあった楽しみ方を見出せる環境づくりを進め、観光客が連泊して熱海に滞在し、一度来た観光客が「また来たい」と思っていたりするための、満足度アップを目指した取り組みを進める。

### (3)歩いて楽しい温泉保養地・経済効果の各業界への拡大

市内の観光施設、保養施設、商店街、飲食店などをつなぎ、回遊ルートを整備する。このことにより観光客のもたらす経済効果をホテル・旅館業以外の業界へも拡大させていく。

また、同時に市民にとっても恩恵のある施設整備を進める。

### (4)全員参加のまちおこし・総合的な観光事業の実施

市役所、観光協会、旅館組合など、現在観光施策を実施している機関の協力・連携を強化し、熱海の発信するメッセージの統一と予算の効率的・効果的な活用を目指す。また、まち全体で観光客を迎え入れる文化をつくるため、市民に対し

る啓発活動に力を入れていく。

入湯税から見た熱海市の観光入込客数の推移は（表2）のとおりである。

〈表2〉入湯税から見た観光入込客数の推移

年	観光入込客数(人)	対前年比	内宿泊施設利用数(人)
元	8,190,599	94.5%	4,223,018
15	7,806,475	99.3%	3,158,178
18	6,783,615	89.8%	3,152,512
19	6,332,463	93.3%	3,026,311
20	6,286,744	99.3%	3,037,693
21	5,763,171	91.7%	2,921,652

### ②その他観光振興策について

熱海市には古くから別荘が多く、日本で唯一別荘等所有税を課税している自治体である。市民・観光客・別荘所有者が常に混在している町であることに目を向け、新しい観光振興のターゲット層として別荘所有者に光を当てている。

別荘所有者の熱海の来訪に関するアンケート結果では年間12回、1回あたりの滞在日数2～3日であるが、来訪回数や滞在日数を増やすことによる経済効果アップを目指し、体験交流プログラム熱海温泉玉手箱「オンたま」事業に取組んでいる。

その他、エンターテイメント都市実現による活性化を目指し「熱海・カジノ誘致協議会」を設立し、実現に向け勉強会・講演会・陳情などの活動を行なっている。

## 9. まとめ

当委員会は、新幹線等を活用した観光振興策についての研修のため神奈川県箱根町、静岡県熱海市を訪問して研修を行なった。

両市町とも昭和39年東海道新幹線の開業により観光客が増加し、日本を代表する観光地へと成長していった。

しかし、バブルの崩壊とともに時代の変化により観光客が減少傾向にある中、独自の観光振興策を模索し、観光地としての復活を

目指し住民とともに官民一体となった政策を展開している。

首都圏からの移動時間や観光地としての規模は当町とは比べものにならないが、北海道新幹線開業に向けて、行政と（一社）七飯大沼国際観光コンベンション協会などが連携を図り、観光施設・商店街・飲食店などをつなぐ回遊ルートの整備や、新幹線新函館（仮称）駅からのアクセスの充実が必要である。

熱海市の観光事業については、観光基本計画に基づき展開されている。その内容としてブランドイメージの確立、ホスピタリティの醸成、通年型観光の実現等の各課題に対し戦略的な取り組みが進められていた。個別施策については、期間を区切り、実証実験的に様々な事業を行なっていることが注目すべき点である。

今後、当町も観光基本計画を策定し、観光施策の強化を図ることが必要であることを提言し、当委員会の報告とする。

## 前田宗勝副議長が辞職

前田宗勝副議長から健康上の理由により平成24年1月18日をもって議員を辞職したい旨の届出があり、議長の許可により辞職しました。

と清掃され、常に美化に心がけられていた。

平成22年度より障がい児の受け入れも実施しており利用者サービスの向上を図っている。

また、創意工夫により経費削減も図られ指定管理者としての努力がうかがえる。

諸帳簿、関係事務書類については、一部不備な面もみられることから、所管する課においては、適切に指導するよう望むものである。

## 政治倫理審査会報告(概要)

### 1. 調査請求事件名

平成23年7月1日開催の議会運営委員会における傍聴時の不穏当な発言等の行為について

### 2. 調査を求められた議員名

中島 勝也 議員

### 3. 事件の経過

政治倫理審査会(委員6人。委員長・畑中静一議員。以下「審査会」という。)を設置し、調査請求書に基づき審査を求め、審査会は、調査請求書に係る事実確認のため、中島勝也議員から事情聴取を行ったあと、その取扱いについて協議した。

協議の結果、中島勝也議員は7月1日の議会運営委員会に係る行為について認められており、議員として品位と名誉を損なったことは遺憾であるが、反省しており、議会運営委員長を通して謝罪を行っていることを踏まえ、議長において「文書による厳重注意」の措置が適当であると、審査会委員一致で決定したことを議長に報告した。

### 5. 審査結果の措置

議長は、審査会の審査結果報告を踏まえ、中島勝也議員に対し、平成23年11月22日付けで「文書による厳重注意」を通知している。

### 4. 審査の経過

議長は、七飯町議会議員

### 定期監査報告

定期監査結果を次のとおり報告する。

### ◇監査の対象

七飯町学童保育クラブ  
(沼っ子クラブ・あおぞらクラブ・ひまわりクラブ・たんぼぼクラブ)

### ◇執行日

平成23年10月12日

### ◇監査の方法

資料及び提示のあった関係書類等について検閲及び確認を行うとともに、担当課長等から説明を聴取した。

### ◇監査の結果及び意見

①施設の運営管理については、適切に指導員も配置がされており、またきちん

## 第4回 臨時会

11月28日

## 条例一部改正

◆職員給与に関する条例等の一部改正

人事院勧告に基づく、給与及び職員手当について改正。

## 補正予算

◆平成23年度七飯町一般会計補正予算(第8号)

臨時職員賃金、生活のしづらさ調査事業報償費等、歳入歳出それぞれ25万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億8千703万7千円とした。

## 例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成23年8月分を

9月28日、29日

平成23年9月分を

10月28日、31日

平成23年10月分を

11月29日、30日

検査結果

特に指摘すべき事項なし。

監査委員

永田 英利  
横田 有一

平成23年 定例会・臨時会出席状況一覧表

	開会日	小松義光	神崎和枝	牧野喜代志	坂田邦彦	木下敏	佐野史人	林秀樹	青山金助	坂本繁	畑中静一	上野武彦	中島勝也	平松俊一	長谷川生人	中川友規	日下部雅一	前田宗勝	横田有一	
第4回臨時会	11月28日	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4回定例会	12月14日	×	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○
	12月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	12月16日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	12月21日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	12月22日	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引